

議案第28号

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大田原市国民健康保険税条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項ただし書中「520,000円」を「580,000円」に改め、同条第3項ただし書中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第20条中「520,000円」を「580,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改める。

附則第18項（見出しを含む。）中「平成22年度」を「平成31年度」に、「については」を「のうち、所得割額については」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田原市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。